

令和7年勝浦町マラソン議会（みかん会議）会議録第1日目

1 招集年月日 令和7年12月2日

1 招集場所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開議 12月2日 午前9時31分 議長 松田貴志

散会 12月2日 午前11時32分 議長 松田貴志

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	内谷安宏	2番	福井裕美
3番	長尾隆資	4番	玉置守
5番	花房勝一	6番	瀬戸直一
7番	美馬友子	8番	松田貴志
9番	籾公一	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

2番 福井裕美 7番 美馬友子

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	海川好史
教育長	大久保康雄	政策監	野上佳孝
総務防災課長	中瀬弘晴	企画交流課長	寺尾由美
税務課長	藤井小百合	住民課長	海川みゆき
福祉課長	長友清美	農業振興課長	西濱浩史
建設課長	上村和也	上下水道課長	大上誉司
会計管理者	正瑞美佳子	教育委員会事務局長	石木正昭
勝浦病院事務局長	笠木義弘		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第5 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第3号 勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第4号 地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第5号 勝浦町議会議員及び勝浦町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第6号 勝浦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

日程第10 議案第7号 勝浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第8号 勝浦町道路線の認定について

日程第12 議案第9号 令和7年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）について

日程第13 議案第10号 令和7年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第14 議案第11号 令和7年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第15 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時31分 開議

○議長（松田貴志君） おはようございます。

先日は、専門学校生議会、お世話になりました。徳島新聞にも掲載され、専門学校生も苦勞して質問を練り上げた成果が出て、とても満足されていると思いますし、また町民の方や徳島県内の読者の方にPRできて、とてもよかったと思います。

また、理事者の皆様におかれましては、ご協力ありがとうございました。

それでは、ただいまから令和7年勝浦町マラソン議会みかん会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（松田貴志君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

各種会議等への出席状況は、お手元へ配付の報告書のとおりです。

また、監査委員から、例月出納検査結果について、報告書がお手元へ配付のとおり提出されていますので、ご報告しておきます。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは、野上町長のほか、お手元に配付の出席要求書のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（松田貴志君） 次に、日程第2，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

令和7年勝浦町マラソン議会みかん会議における会議録署名議員は、2番福井議員、7番美馬議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（松田貴志君） 次に、日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

井出議会運営委員長。

○議会運営委員長（井出美智子君） 議会運営委員会から報告いたします。

11月25日に議会運営委員会を開催し、みかん会議の日程等について協議を行った結

果、本日は提出議案を第一読会まで、17日、18日の2日間を一般質問、19日に議案審議の予定といたしますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（松田貴志君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 異議なしと認めます。

それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（松田貴志君） 次に、日程第4、議案第1号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから、日程第14、議案第11号、令和7年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から、開会の挨拶並びに議案第1号から議案第11号について、一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

本日は、勝浦町マラソン議会みかん会議を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところご出席を賜り、深く感謝いたしております。

朝夕は寒さが身にしみる季節となり、上勝町の標高の高い山では雪がちらついたりうわさもあります。勝浦町では、みかん収穫の最盛期となり、ここ数日は晴れの気候が続いておりますが、穏やかな暖かい日は本当にありがたい限りでございます。

また、うれしいニュースとして、今年誕生した広島東洋カープ岡本駿投手の講演会だよりが昨日届き、その中で、本人から来シーズンは先発に転向する旨、報告がありました。ローテーション入りすれば、出場する試合が分かり、テレビ中継や球場にも応援に行くことができます。

先月28日には、議会が準備いただき、徳島医療福祉専門学校生の議会が開催され、まだ勝浦町で生活を始めて半年余りの学生でしたが、しっかりと学業への支援や地域活性化を考えて質問されていたと感じました。

続いて、翌日29日には、徳島大学医学部地域医療研究会の学生が、勝浦病院に実習で来町、また30日は、国保会館で徳島県国保診療施設地域医療学会が、多職種連携で

未来につなげる地域医療，リハビリの立場からというテーマで開催され，リハビリによる地域医療の在り方をより深く学ぶとともに，国や県に向けて，医療法改正における地域医療構想の見直しの要望を強めていきたいと感じております。

このみかん会議では，人事院勧告等に沿っての職員の給与改定，長年改定しなかった特別職及び議員の報酬改定，全国で頻発する山林火災の予防への対応などの条例改正のほか，11議案をご審議いただく予定といたしております。

それでは，本会議に上程いたしております議案につきましてご説明申し上げます。

議案第1号は，職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は，国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告を受け，職員の給与に関し，所要の改正を行うものでございます。

議案第2号は，特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は，令和7年10月9日付の勝浦町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ，町長及び副町長の給料月額の改正を行うものでございます。

議案第3号は，勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は，国の基準省令の一部改正による林野火災注意報の新設，また対象火気設備に関する所要の改正を行うものでございます。

議案第4号は，地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は，国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い，所要の改正を行うものでございます。

議案第5号は，勝浦町議会議員及び勝浦町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は，公職選挙法施行令の一部改正に伴い，国会議員の選挙運動費用の公費負担額について所要の改正を行うものでございます。

議案第6号は，勝浦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございます。

この条例は，児童福祉法，昭和22年法律第164号第34条の16の規定により，乳児等

通園支援事業の設備及び運営に係る基準について所要の条例制定を行うものでございます。

議案第7号は、勝浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、令和7年10月9日付の勝浦町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議会議員の報酬月額の改正を行うものでございます。

議案第8号は、勝浦町道路線の認定についてでございます。

これは、勝浦町の町道として新規1路線を認定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第9号は、令和7年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,047万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億6,871万円とするものでございます。

議案第10号は、令和7年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億3,541万円とするものでございます。

議案第11号は、令和7年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,486万9,000円とするものであります。

以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松田貴志君） 町長の説明が終了しました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

まず、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第7号及び議案第9号の全体説明と総務防災課関係について。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 改めまして、おはようございます。

議案第1号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

改正理由でございます。令和7年の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定が行われるため、本町においても人事院勧告、徳島県人事委員会勧告等を踏まえ、給与改定を行うものでございます。

改正内容といたしまして、令和7年度以降における給料表を改定する。また、令和7年度以降における初任給調整手当の支給月額を限度額を引き上げる。令和7年度における期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を任用区分ごとにそれぞれ引き上げるとともに、令和8年度以降分において、年2回の支給月数がそれぞれ均等になるよう配分をする。一般職——定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員及び会計年度任用職員を除く——の期末手当の年間支給月数を0.025月分引き上げ2.525月分とし、勤勉手当の年間支給月数を0.025月分引き上げ2.125月分とするものです。また、一般職——定年前再任用短時間勤務職員——の期末手当の年間支給月数を0.025月分引き上げ1.425月分とし、勤勉手当の年間支給月数を0.025月分引き上げ1.025月分とする。一般職——任期付採用職員——の期末手当の年間支給月数を0.025月分引き上げ1.925月分とし、勤勉手当の年間支給月数を0.025月分引き上げ1.775月分とする。特別職の期末手当年間支給月数を0.05月分引き上げ3.5月分とする。令和8年度以降における宿日直手当の支給上限額を引き上げるものでございます。

続きまして、議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正理由でございますが、令和7年10月9日付の勝浦町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、町長及び副町長の給料月額を改正するものでございます。町長の給料月額を73万3,000円から74万6,000円に、副町長の給料月額を58万6,000円から59万7,000円に改め、令和8年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第3号、勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正理由でございますが、本年2月に発生した大船渡市大規模林野火災を受けて、規定を整備するものでございます。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象

火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、1、林野火災に関する注意報の発令等に関する規定を設けるものでございます。また、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中において、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができるようにするものでございます。火災に関する警報の定義を明確にするとともに、同警報の発令中における屋内での裸火の制限に関する規定を削除するものでございます。また、火災と紛らわしい煙等を発生するおそれがある行為等の届出について、その対象にたき火が含まれることを明確にするとともに、届出の対象となる期間を指定することができるようにするものでございます。

2点目、火を使用する設備に簡易サウナ設備を追加し、その位置、構造及び管理に関する基準を定めるとともに、従来のサウナ設備の名称を一般サウナ設備に改めるもの、また住宅における火災の予防を一層推進するため、その普及促進を図る対象機器に感震ブレーカーを加えるものでございます。

続きまして、議案第7号、勝浦町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちらのほうも、特別職と同様、令和7年10月9日付の勝浦町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議会議員の報酬月額を改正するものでございます。

改正内容でございますが、議長の報酬月額を27万3,000円から30万円に、副議長の報酬月額を23万4,000円から25万円に、議員の報酬月額を19万5,000円から22万円に改め、令和8年4月1日から施行するものでございます。

議案第9号、令和7年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

まず、全体を説明させていただきます。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入、18款繰入金、1項基金繰入金、補正額1,036万2,000円、19款繰越金、1項繰越金、補正額431万6,000円、20款諸収入、3項雑入、補正額330万円、21款町債、1項町債、補正額1,250万円、歳入合計補正額3,047万8,000円でございます。

歳出でございます。

2 款総務費， 1 項総務管理費， 補正額330万円， 同じく 2 款総務費， 3 項徴税費， 補正額275万円， 3 款民生費， 1 項社会福祉費， 補正額60万8,000円， 8 款消防費， 1 項消防費， 補正額2,382万円， 歳出合計補正額3,047万8,000円でございます。

歳入歳出それぞれ補正後の額といたしまして， 41億6,871万円でございます。

続きまして， 第2表地方債補正でございます。

緊急防災・減災事業債でございますが， 補正前の限度額1,080万円， 補正限度額1,250万円を追加変更し， 限度額2,330万円に改めるものでございます。起債の方法， 利率， 償還の方法については， 当初予算同様とさせていただきます。

続きまして， 総務防災課の補正予算の詳細でございます。

1 点目でございます。基幹系業務システム標準化移行に伴う番号連携対応でございます。

科目といたしましては， 2 款総務費， 1 項総務管理費， 1 目総務管理費でございます。補正の目的といたしまして， 現在取り組んでいる基幹系業務システムの標準化システム運用に伴う番号連携について， 既存サーバー改修を行い， 円滑な移行や運用に寄与する目的とさせていただきます。

事業概要等でございますが， 基幹系業務システム標準化移行に伴う番号連携について， 仕様決定等に伴い， 補正予算をし， 既存番号連携サーバーのシステムを改修し対応するものでございます。

委託費といたしまして， 330万円でございます。財源といたしまして， デジタル基盤改革支援補助金を330万円充当をさせていただきます。

続きまして， 2 点目でございます。第8分団消防詰所新築工事でございます。こちらのほうは， 8 款消防費， 1 項消防費， 1 目消防費でございます。事業概要でございますが， 第8分団詰所につきましては， 新耐震基準以前に建築された建物でございます。県道に立地し， 消防車両の入出庫や緊急時の参集にも支障を来しているところから， 分団詰所の新築工事及び駐車場の整備のため， 用地を購入するものでございます。

予算でございますが， 解体工事に伴うアスベスト事前調査費11万円， 所有権移転登記委託料4万6,273円， 公有財産購入費として56万4,000円， 立木補償16万8,789円， 設計監理費といたしまして900万円を予定をしております。財源といたしましては，

緊急防災事業債を900万円充当する予定とさせていただきます。

続きまして、事前復興拠点整備事業でございます。こちらのほうは、8款消防費、1項消防費、3目災害対策費でございます。南海トラフ巨大地震等、大規模災害等における仮設住宅用地として購入するものでございます。車中泊避難者用駐車場や避難物資の荷受け場所として、状況により活用する予定としております。所有権移転登記料4万6,273円、公有財産購入費1,036万2,500円とさせていただきます。財源につきましては、災害対応基金を土地購入費に充当する予定でございます。

続きまして、被災者生活再建支援システム導入でございます。8款消防費、1項消防費、3目災害対策費でございます。こちらのほうは、建物の被害認定調査から結果までの情報を一元データ化し、罹災証明書発行を効率化するとともに、被災者台帳を管理し、被災者の生活再建を支援する目的で導入をさせていただきます。システム導入費といたしまして、352万円でございます。財源といたしまして、350万円を緊急防災減災事業債で充当する予定でございます。

総務防災課の説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（松田貴志君） 続いて、議案第4号及び議案第5号について。

海川住民課長。

○住民課長（海川みゆき君） 住民課から、議案第4号及び議案第5号について詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第4号、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

改正理由でございます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が本年6月4日に施行されたことに伴い、同法の規定に準じて改正してまいりました本町の投票管理者等の報酬額について、国の改定額に準じて改正するものでございます。

改正内容としましては、報酬額の改正については、従来国の法律が改正されるたび報酬額を改定してまいりましたが、今回、基準報酬額の欄を国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第1項に掲げる額に改正することにより、今後国の報酬額が変わった際には国の規定額を報酬額として支給することができるよう改正するものでございます。今回の国の改正によりまして、参考資料の2ページ下段のように

報酬額が改定されております。

続きまして、議案第5号、勝浦町議会議員及び勝浦町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

改正理由としましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に施行され、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費に係る公費負担の額が引き上げられたことから、本条例により定めている公費負担の額を改正するものです。

改正内容としましては、第8条中、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の上限を7円73銭から8円38銭に改正し、第11条中、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を541円31銭から586円88銭に改正するものです。また、第11条中の読点を統一するための改正を併せて行わせていただきます。

今回の条例改正による費用の増額分につきましては、現予算の中で対応できるものですので、今回の補正予算には計上はしておりません。

以上、議案第4号及び議案第5号について、住民課からの詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田貴志君） 続いて、議案第6号及び議案第10号について。

長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 議案第6号、勝浦町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明させていただきます。

制定理由は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律によって改正された児童福祉法の規定より、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が市町村による認可事業として位置づけられたことにより、条例の制定を行うものでございます。

制定内容は、乳児等通園支援事業の整備及び運営に関する基準として、事業者の一般原則や、また設備や職員の基準等を定めたもので、条例のとおりとなっております。

施行時期は公布の日からとしております。

続きまして、議案第10号、令和7年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

歳出，1款1項1目一般管理費の介護保険システム改修事業でございます。

目的は，令和7年度税制改正の影響を遮断するため，介護保険システムの改修を行うものでございます。

事業内容は，令和7年度税制改正において，給与所得控除の最低保証額が引き上がったことで，合計所得額の減少が生じ，介護保険料収入が減少する可能性があることから，介護保険法施行令の改正予定を受け，令和8年度の介護保険料の算定については従前の算定方法と同じにし，税制改正の影響を遮断するためのシステム改修を行います。

事業費は，システム改修委託料121万1,100円で，財源は国補助金と一般会計繰入金を充当いたします。

以上で福祉課からの詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（松田貴志君） 続いて，議案第8号について。

上村建設課長。

○建設課長（上村和也君） 建設課から説明させていただきます。

議案第8号，勝浦町道路線の認定について説明させていただきます。

今回の路線は，与川内地区から坂本地区の，上勝町との町境付近までの，旧県道徳島上那賀線の移管に伴うものになります。路線番号365号，路線名，与川内坂本線，起点，勝浦町大字三溪字日向川8番1地先，終点，勝浦町大字坂本字夷名田161番地先，主な経過地といたしまして，主要地方道徳島上那賀線，以上のことについて議決をお願いするようになります。

詳細につきましては，資料1になります。

延長が約4,427メートルになります。幅員は3.4メートルから13.3メートルです。新規路線と既設の町道との接続地点で区域分けを行い，図面のようにAからGの7区間に区別して，区間ごとに徳島県が整備を行い，整備完了区間から随時供用開始を行います。

おおむねのスケジュールですが，令和10年度末で全線を整備する予定で，その後，区域決定，供用開始を行います。現在は令和7年度末に向け，区間BとGを徳島県が整備工事を行っております。

以上です。

○議長（松田貴志君） 続いて、議案第9号の税務課関係及び議案第11号について。  
藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 議案第9号、令和7年度勝浦町一般会計補正予算（第6号）の税務課関係について説明をさせていただきます。

事業名は、令和7年度税制改正に係るシステム改修です。

予算科目は、2款総務費、3項徴税費、2目賦課徴収費です。

事業概要は、令和7年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、令和8年度住民税課税分から、給与所得控除の見直し、大学生世代の子の親への特別控除の創設、各種扶養控除等における所得要件の引上げなどが行われることに伴うシステム改修でございます。いわゆる年収の壁への対応でございます。

事業費ですが、システム改修委託料275万円です。令和8年3月末までにシステム改修完了の予定となっております。

次に、議案第11号、令和7年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

事業名は、後期高齢者医療システム子ども・子育て支援金制度対応に係る改修です。

予算科目は、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。

事業の概要は、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度に向けた対応作業です。子ども・子育て支援金制度の内容ですが、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして、令和8年度から、被保険者から医療保険制度上の給付に係る保険料に併せて、子ども・子育て支援納付金を徴収し、国に納付する制度となります。

システム改修の概要ですが、子ども・子育て支援金制度に対応したデータベース、帳票レイアウト等の変更となります。

事業費ですが、システム改修委託料129万2,500円です。財源は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金となります。令和8年3月末までにシステム改修完了の予定となっております。

説明は以上でございます。

○議長（松田貴志君） 以上で詳細説明は終了しました。

これより詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

職員の給与の部分です。質疑はありませんか。

井出議員。

○10番（井出美智子君） 一般職員は、4月に遡って遡及されるって説明があったように思いますが、会計年度任用職員は遡らないって言ったので、これは一般職員の給料表なので、会計年度任用職員は適用されないっていうことですよ。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 会計年度任用職員につきましては、勝浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づいて、令和2年4月1日から、給料表が改定の効力の発生の時期の特例というところで、当該条例の施行をする日の属する年度の翌年度の4月1日から生ずるものとするという規定がございますので、そういったところで、来年度の4月からの改正の適用というところがございます。

○議長（松田貴志君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） また、一般質問で詳しく教えてもらいます。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） いけますか。

次、行きますね。

議案第2号について質疑はありませんか。

特別職の部分です。

福井議員。

○2番（福井裕美君） お願いします。

理解を深めたいので、質問なんですけど、特別職というと、政策監は入らないんですか。教えてください。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 勝浦町においては、政策監は一般職と規定をされております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 福井議員。

○2番（福井裕美君） 分かりました。

一般職のほうの報酬のほうで、じゃあ表を見たら出られてる、載ってるんですね。ということは、議案第1号にのっかってっていう、政策監の報酬は、あ、そういうことだったんですね。

○議長（松田貴志君） 答弁もらう。確認したいんだろう。

○2番（福井裕美君） はい、お願いします、確認を。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 一般職ですので、一般職に準じてするということころです。

○議長（松田貴志君） 福井議員。

○2番（福井裕美君） 分かりました。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 続きまして、議案第3号について質疑はありませんか。

火災予防条例の部分です。

花房議員。

○5番（花房勝一君） この林野火災についてのところの、改正前、改正後を読んだんですけど、ちょっと分かりにくいんで、もうちょっと分かりやすい説明をいただけたらと思います。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 林野火災につきましては、昨今、多くの県とか町村で起こっているところでございます。そういったところで、林野火災につきまして、ある一定の、今まで警報等がございましたが、警報の基準を明確にし、注意報として区域とか期間とかを指定でき、市町村長が発令できるもの変わった、追加がされたということころです。簡単に言うと、そういうことなんですけど……。

以上です。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5番（花房勝一君） 何か、具体例って挙げられません。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 発令の基準が……。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 小休してください。

○議長（松田貴志君） 小休いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（松田貴志君） 再開いたします。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 林野火災の注意報の発令の指標の国から示される設定例でご説明をさせていただきます。

まず、注意報の発令の設定例でございますが、2点ございます。

1点目、前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリ以下。2つ目、前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ乾燥注意報が発令。この2つのいずれかの条件に該当する場合、注意報の発令の指標の設定例というふうには国からは示されております。

また、火災警報の発令につきましては、それに加え、強風注意報等が発令されているところが発令の指標の設定例というふうには示されております。

各市町村の状況に応じて設定をできるというふうなところではございますが、国からは一応そういうふうには示されております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5番（花房勝一君） そしたら、そういう状況を、常に誰かが監視するようなことをしなければならない、今までしよったんかどうか、ちょっとよく分かりませんが、そういうことになるんですか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 今まで注意報等はございませんでしたので、そういったところで、新たに注意報が設定をされたら。こちらのほうは設定例でございますので、今後、具体的にうちでどういった基準で発令していくかというふうなところで

はございますが、降水量につきましては、気象庁のデータから確認をできるというふうには、今のところ伺っております。それから、徳島県において、林野火災の警戒アラートというところで、県の発表基準というところでも示されておりますので、そういったところを参考に、今後決めていくような格好になろうかとは思っております。期間につきましては、大体国のほうから示されておるのが1月から5月までの間、乾燥注意報とか、そういったところの発生しやすい時期を想定をしているというふうには伺っております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5番（花房勝一君） そうしたら、また勝浦町独自の規定を作ってっていうことになるんやね、最後の確認です。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 規定というか、発令の基準というのはこちらのほうで設定をできるというふうには伺っております。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5番（花房勝一君） ありがとうございます。

以上です。

○議長（松田貴志君） 籾議員。

○9番（籾 公一君） 議案第3号について、ちょっと質問、確認したいんですけども、この資料のページ、2ページのところを読むと、今回のこの対象が、テント型サウナも対象になるというふうなことが書かれているんですが、以前、勝浦町のほうでもまけまけアウトドアというような事業で、テント型サウナを普及させたいというような団体がありまして、いろいろデモンストレーションなんかもしたこともあります。上勝と勝浦で一緒になって進めていこかというようなこともありましたし、このテント型サウナは、災害時にも非常に役に立つということで、全国的にも非常に広がっていると思いますが、これも対象になると。今までと違うっていうことは、消火器をそろえとったらええということですか。そのときの話で、まきとかは町内の製材者さんとか、まきを扱ってるところの廃材を利用して熱源にするというような説明があったんですが、ただ、今後も展開していくときに、消火器だけを備えとったらいける

という解釈で、これはええんですか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 今回の改正につきまして、まず林野火災の分と簡易サウナの分とがございます。そちらのほうを区別してお答えをさせていただきます。

今回、簡易サウナにつきましては、屋外用等のテント等に設置される、消費熱量が小さいサウナ設備に適用される基準を定める必要が生じたため、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の隔離距離に関する基準により、火災予防条例が改正されたことによる所要の条例改正でございます。

先ほどのご質問でございますが、簡易サウナにつきましては、温度が異常に上昇した場合に、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとされております。ただし、先ほど議員がご質問のように、まきを熱源とするものにあつては、その周囲において、火災が発生した際に、速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができるものとされているところでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 笹議員。

○9番（笹 公一君） 細かいところは分からないけど、簡単に言うたら、今まで勝浦町でデモンストレーションしたとき、河原でやったんですね、キャンプ場の前のところの河原で。非常にロケーションもええというようなことで、今後も力を入れていきたいということがあったんですが、上勝との場合は、河原もあつたんですが、今後、河原で以外の、山の中みたいなどころでする可能性もあるようなことを言つとつたんで、そのときは、もう、今みたいに、もう一回確認ですが、消火器さえそこにしておけば行けるという話、多分、こんなの業者の人が一番よう知つとうと思うんやけど、する対象になる人がね、町としたら確認、チェックとかというんはできんでしょう。するんですか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） まず、届出の必要があるということです。個人が行うものについてはその限りではございませんが、事業として行うものについては、消防設備とか、そういったところの届出が必要なように、今回、簡易サウナについて

も、屋外であるもの、個人が行うもの以外については、届出をしていただく必要があるというところでは。

○議長（松田貴志君） 籾議員。

○9番（籾 公一君） 町に届けたらええっていうこと。そういうことですか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 消防長というところではございますが、町におきましては、町長宛てに届け出るようになるかと思えます。

○議長（松田貴志君） 籾議員。

○9番（籾 公一君） こういうことは多分業者さんが一番よう知っとると思うんで、ほれを、もしも事業にするんだったら。ただ、この勝浦町でも広げていきたいというような意向がありましたんで、多分、今後ほういうことも増えて、アウトドア志向で増えていくんではないかなと。たしか、デモンストレーションしたとき、若い人がかなり来とったんです。だから、今後広がる可能性があるんで、そのときに、この消防法をきちっと適用してもらいたいなと思えます。

以上です。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） 対象火気設備等って何を指すんですか。

○議長（松田貴志君） 小休いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（松田貴志君） 再開いたします。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） こちらのほうは、先ほど申し上げたように、設置をするときに届出が必要になるような設備として、熱風炉とか、多量の可燃性ガス等蒸気を発生する炉、それからそういったものの中に、今まではサウナ設備というものが指定をされておりました。そういった中で、サウナ設備を一般サウナ設備に改め、簡易サウナというのを設定したというところの、そういった指定をされている省令の中の器具等でございます。

今回、簡易サウナがその中に加わったことにより、改正を行うものというふうに捉

えている。従来から、届出が必要な設備等が指定をされております。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） 分かりました。

単に家庭内でバーベキューのセットを新たに設置したとか、そういうのは届けなくてもいいっていうことで理解したらいいと思うんですけど、その中の改正内容のエなんですが、うちはみかん栽培があれなんで、みかんの木とかスタチの枝枯れとか、そういうのは処分せんと、みかんに対してよくない環境なんで、そんなときの野焼きのことなんですけど、今までも届出制度が必要だったんですけど、それ以上に厳しく届出制度もする、たき火も届出が要るっていうことになるんですか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） まず、指定期間とか指定区域とかを設定する必要があるかと思います。

各町村がばらばらなんですけど、森林計画に基づく重要な森林の範囲を指定する場合とか、町村全体を指定する場合もございますので、そちらは指定区間にもよるかと思いますが、まず野焼きについてでございますが、こちらのほうは廃棄物処理法の関係になるかと思いますが。その中で、従来農業を営むに必要最低限のところというのは認められているところであったかと思います。

それから、屋内とかでバーベキュー設備とか、そういったものについては、屋内設備につきましては、今回、対象から器具等が発達していることから外されたところではございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） たき火はどうなるんですか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

小休いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（松田貴志君） 再開いたします。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） たき火に該当する行為であっても、林野の規模や地形の特徴、林野の距離、消防力等、林野周辺の消防水利の状況等を踏まえ、極めて低いと認められる場所等で行われるものについては、対象区域から一部除外しておくということが可能となっております。火の使用制限等を対象外とすることが可能というふうには伺っております。

たき火についても、そういった指定された区域では届出の必要が、期間等につきましては出てくるというところがございます。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） 期間とか、区域等が大事だっていうことが分かりました。

以上です。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

福井議員。

○2番（福井裕美君） 関連してお尋ねします。

対象となる火気設備、具体的に教えていただけますか。具体的な名称というか、すいません、お願いします。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 今回の改正ではないのですが、うちの火災予防条例に基づいて、火を使用する設備またはその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものというところで、届け出なければならないという必要性があります。

熱風炉、多量の可燃性ガス等の蒸気が発生する炉、前号に掲げるもののほか、据付け面積2平方メートル以上の炉、個人の住居に設けるものを除いております。それから、当該厨房設備の入力と同一厨房室内における他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備、それから入力70キロワット以上の温風暖房機、風道を使用しないものにあっては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。ボイラーまたは入力70キロワット以上の給湯湯沸設備、個人の住居に設けるもの、または労働安全衛生法施行令第1条第3号に定めるものを除く。それから、乾燥設備、これも個人の住居に設けるものを除いております。サウナ設備は簡易サウナ、それから一般サウナ、こちらのほうも個人の住居に設けるものを除いております。それから、入力70キ

ロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機，それから火花を生ずる設備，放電加工機，高圧または特別高圧の変電設備，全出力50キロワット以下のものを除いております。それから，急速充電設備，全出力50キロワット以下のものを除いております。燃料電池発電設備，第7条の3第2項または第4項に定めるものを除いております。それから内燃機関による発電設備，固定して用いるものに限っております。蓄電池設備，蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除いております。それから設備容量，2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備，それから水素ガスを充填する気球というところで定めております。

うちの火災予防条例で規定をしておりますので，ご確認いただければと思います。

○議長（松田貴志君） 福井議員。

○2番（福井裕美君） ご丁寧にありがとうございました。

シンプルにどういう施設っていうのを知りたかっただけなんですけど，キャバレー，劇場，イメージすると，コインランドリーとかですかね，厨房とか。それで，これだけの基準があるところは届出なんだよっていうのは分かったんですけど，シンプルに，こういう設備っていうもんを知りたかったんです。お願いできますか。

そういう基準とかはいいんですよ，何か，何キロワット以下とかじゃなくて……。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 法令ですので，基準に基づいて設置されるものというところが正式なお答えなんですけど，分かりやすく言えば，営業を営むコインランドリーとか，そういったものは該当するということです。こちらのほうは，ほぼ個人的なものを除いて，個人でするものは除いておりますので，事業等に供されるものが中心かなというふうには思います。工場とかそういったところで，大きな設備等を導入するときには届出の必要があるという消防法上の規定というふうに捉えていただければと思います。

○議長（松田貴志君） 福井議員。

○2番（福井裕美君） ありがとうございました。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

長尾議員。

○3番（長尾隆資君） 勝浦町火災予防条例のことについてお尋ねします。

先ほど、美馬議員から質問がありまして、それと似た質問なんですけど、火災と紛らわしい煙等の発生するおそれの行為等の届出っていうんは、以前からあったようですが、農家の人が剪定の枝とかを焼くんは例外でっていうようなことなんですけど、今後、ほのことも届出っていうんが必要になってきて、どこに届けをするんかっていうんと、たき火っていうんと、剪定の枝とかが、基準が、どんなんがたき火で、剪定、基準っていうたら量になるかと思うんですけど、ほの辺、明確な基準、決まりがあったら教えてください。届出っていうんを、どこ役場に、何日に剪定の枝焼きますとかっていうんは、電話等の連絡でよろしいんでしょうか。お願いします。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） まず、燃やしていいものにつきましては、野焼き焼却については原則禁止をされております。今、議員ご質問の部分につきましては、農業、林業及び漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却というところでお答えをさせていただきます。

まず、農業の稲わらの焼却、田畑の維持管理のための焼却に例としては限られております。注意といたして、農家でも、自宅で伐採した草木等の焼却は、これに該当をいたしません。それから、火災と紛らわしい煙、または火災を発生するおそれのある行為として、強風、乾燥注意報が発令されているときは中止をする、また水バケツや消火器等の消火用具を準備する、必ず監視人を置く、焼却は小分けにして実施をする、焼却後は確実に消火し、火種がないことを確認する、煙や灰が交通の妨げや苦情の原因とならないように注意する、それから周辺住民への行為の内容を連絡し、理解を得てから行う等、必要となっております。行為が、火災予防上危険と判断された場合や苦情の通報が入った場合は、行為の中止を指導する場合がございます。当該届出の内容を、管轄する市町村の環境担当課等へ連絡等の必要があろうかと思えます。関係機関により、内容確認の連絡がある場合がございます。そういったところに注意をして、火災予防に努めるとともに、周辺住民の配慮の上、届出の必要が生じてくるかと思っております。まず、期間等、区域等が指定された場合になるとは思いますが、そういったところで必要となってくるものでございます。

届出につきましては、消防長のほうになりますので、総務防災課のほう、町長宛てになろうかと思えます。

○議長（松田貴志君） 長尾議員。

○3番（長尾隆資君） ありがとうございます。

ちょっと聞き漏らしましたが、先ほど、燃やすっていう場合に、例外的に農家の人がついていうんが、田畑って、田んぼ、畑のわらとか、もみ殻とかかと思います。そして、木のみかんとかスダチ、梅とか、果樹等の枝っていうんは含まれないって言うてくれたんですか。ちょっと、さっき聞き漏らしました。すみません。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 農家でも、自宅の伐採した草木等は該当しないということでご理解をいただければと思います。

○議長（松田貴志君） 長尾議員。

○3番（長尾隆資君） ありがとうございます。

ほな、農園、農家の事業をなさってる方の分はええっていうことで、変な聞き方になりますけど、家にも当然庭があつたりして、ほの庭の松とかなんとかつていうんを剪定した場合、こういうことまで聞く必要はないかと思うんですけども、ほれをみかんの剪定した枝と一緒に焼くっていうんはっていう、ほんなこと聞いてええんかどうかなんですけど、ほういうこともあろうかと思います。ほな、この件については、ほな了解しました。分かりましたので、ありがとうございます。

○議長（松田貴志君） 内谷議員。

○1番（内谷安宏君） すいません、先ほどから届出が必要であるかないとかの話があつて、例えば必要がないものに関しても、林野火災の予防のところにある注意報だつたり警報が出されているときは対象になるんでしょうか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 一般的に、注意報とか警報が出されている場合には控えていただければと思っております。

○議長（松田貴志君） 内谷議員。

○1番（内谷安宏君） 控えていただきたいとは思いますが、使いたい人は使うと思うんです。そうなったときに、無視してやった場合に、その人はどうなるんでしょうか。見つかった場合に。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 具体的には、具体的な事例とかに合わせて判断するようにはなろうかと思いますが、先ほど申し上げたように、火災と疑わしきと周辺の方が認知して通報があった場合には対応するようになろうかと思いますが。

○議長（松田貴志君） 内谷議員。

○1番（内谷安宏君） 対応する、注意しに来るという解釈でよろしいですか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 先ほど申し上げたとおり、苦情の通報が入った場合には行為の中止を指導する場合があるというところでございます。

○議長（松田貴志君） 内谷議員。

○1番（内谷安宏君） 理解しました。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

じゃあ、次移る前に小休しますね。

小休いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（松田貴志君） 再開いたします。

議案第4号について質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 続いて、議案第5号について質疑はありませんか。

いけますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 続いて、議案第6号について質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

いける。いけますか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 次、行きますね。

議案第7号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　続きますして、議案第8号について質疑はありませんか。

内谷議員。

○1番（内谷安宏君）　坂本地区の町道移管に向けて、県が、大きな工事をしてから渡せるように、準備は進めていってくれています。つけていただいている資料の中のC区間なんですけれども、宮平橋が描かれてまして、まだ橋梁の補修が予定されていると思うんですけれども、その隣に坂本橋がありまして、それも同じぐらい古い橋だと思いますが、そちらの補修は予定されていないのでしょうか。

○議長（松田貴志君）　上村建設課長。

○建設課長（上村和也君）　議員ご指摘の坂本橋につきましては、県のほうも橋梁の点検を5年に1回行っております。坂本橋以外にも、全橋梁を対象に橋梁点検を行った結果、この赤で印しとう宮平橋とか内谷橋、朝日橋、与川内上橋とか、この表示されとんが、判定区分3っていうふうになりまして、3が修繕が必要っていう判断になりまして、坂本橋については、判定区分2となりましたので、修繕が必要でないという判断で今回は修繕をするようになっておりません。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○1番（内谷安宏君）　判定が2だったということなんですけれども、先ほども言いましたが、大体ほかの補修が予定されている橋と同時期に造られていると思うんです。区分が2だったと言うても、3よりの2やったら、うちが引き取った後にすぐに補修が必要になるんでは困るんで、そういうところで、どれぐらい2のレベル、3に近い2なのかとか、そういうところで補修の対象に入れてもらえるような交渉っていうのはできないのでしょうか。

○議長（松田貴志君）　上村建設課長。

○建設課長（上村和也君）　3よりの2とか、ほこら辺は、細かい話はあれなんですけど、5年に1回の定期点検を、ずっと5年ごとにやっていますんで、最新の2024年に点検をした結果、2というふうになっておりますので、同じぐらいの年経過しとって、健全度とか、いろいろ判定基準がありますので、結果的に、修繕の対象に今はなっていないんで、引き受けて、その後、点検、年数も経過しますので、まずは5年後、24年やけん、29年以内には、引き受けてから点検はするようになるんですが、ほの結果、2なのか3になるのかっていうんは、今はちょっと判断できないので、現時点で2

の判定で、修繕の対象にはなっていないということになります。

○議長（松田貴志君） 内谷議員。

○1番（内谷安宏君） 詳細なデータが見えないので何とも言えないんですが、今のところはこれで置きます。

○議長（松田貴志君） 籾議員。

○9番（籾 公一君） ちょっと確認させていただきたいんですが、今回、県道から町道になるっていうのが、これ非常に長い、4.4キロということで、一番懸念されるのが、冬場の凍結防止剤の散布です。現在は、バイパスと共に、県道ということで、県のほうから委託された業者がやってるんですが、もう、建設業者も非常に少なくなりました、現在1社の方がやっておられます。その方にも聞きますと、もうほとんどが坂道なんですよね、坂本の場合。それで、軽トラとかではなかなかできんので、専用の散布剤の車でないと、なかなかできんというようなことを聞いてます。今度、10年以降が町道になって、地元のほうで散布剤をまかないかんということになるんですが、そこらあたりはどんなですか。

○議長（松田貴志君） 上村建設課長。

○建設課長（上村和也君） 区間ごとに、10年までに全区間終えてしとんですけど、区間区間で、全てが同じ年度ではないんですけど、移管された後は町の管理となりまして、今までは、凍結防止剤は県が業者に委託されておったようなんですが、町道といたしましては、地元の方に、その他の町道も同じなんですが、地元住民の方が凍結防止剤を、凍結防止剤の在庫は建設課のほうにありますので、そちらのほうで取りに来てもらって、対応してもらおうような格好になろうかと思えます。

○議長（松田貴志君） 籾議員。

○9番（籾 公一君） それは、地元の方とは、もう共有はできているんですか。そういう具合になりますということは。

○議長（松田貴志君） 上村建設課長。

○建設課長（上村和也君） 地元の方と、協議まではできてないんですけど、町道は、もう一般的に全部、その他の町道も、今回の旧県道以外についても、地元の方にお願いをしているようなところがございますので、同じような対応になろうかと思えます。

以上です。

○議長（松田貴志君） 籾議員。

○9番（籾 公一君） 繰り返しますけれども、これほとんどが坂道なんで、特に下りの場合は非常に危ないと思います。まして、日陰になるところが非常に多いと思うんで、そこらあたり、地元の方の協力がなかったら、冬場、事故になるということも懸念がありますので、事前にそういうところのほうは、地元の関係者の方にも、お願いは事前にしとくほうのほうがあええと思います。実際のこと言うて、今現在も、先ほど言いましたように業者さんが少なくて、県道の散布っていうのが非常になかなか難しいんで、交通安全協会のほうとかに頼んでみたらというような話もしたことあるんですが、交通安全協会のほうでも、なかなか、そういうのは荷が重過ぎるというようなことなんで、地元の方の協力がないとあかんと思います。特に、こちらの場合は、上勝の方はほとんど通らんと思うんですが、バイパスのほうは通りますが、今回の移管されるほうは、地元の方が非常に利用すると思うんで、地元の関係者の方の協力を、事前によく説明してもらいたいなと思います。

○議長（松田貴志君） 上村建設課長。

○建設課長（上村和也君） また地元の区長さんなり、周知させてもらって、ご協力をお願いできるような体制を取っていきたいと思いますので、お願いします。

○9番（籾 公一君） スムーズに移管できるように、よろしくをお願いします。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） じゃ、次行きますね。

議案第9号について質疑はありませんか。

一般会計補正予算です。

花房議員。

○5番（花房勝一君） 総務防災課の事前復興拠点整備事業、公有財産購入というところなんですけど、これって、場所って言えるんですか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） こちらのほうは、改善センターのそばの、三溪古川

17の1だったと思います。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5番（花房勝一君） そしたら、そこに、前から言いよったトイレカーとか、それから、給水車も置くような倉庫を建てられる方向で進んでいくということですか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 今回は仮設住宅用地とか、そういったところの、ふだんは駐車場というふうには考えております。そういったものの駐車するスペースは必要なのですが、ちょっと庁舎から遠いかなっていうので、今検討中ではあります、場所については。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5番（花房勝一君） そういうことは、そこには建てないってことで、ここは常に、もう、いわゆる南海トラフ地震がない平時は広場のまま置いて、駐車場として使っておいて、何かあった有事のときは、いわゆる宅地用と車中避難者用の駐車場、避難物資の荷受け場所に使うというような、常はもう広場で置いとくと。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 防災倉庫とか、設置とかも、今、利用、活用については、そういったことも含めて検討はしているところです。今年度については購入をして、防災倉庫の設置というふうなところを検討しているところです。給水車等の駐車場につきましては、今後、場所も含めて、こちらも含めて検討させていただきたいというところです。

以上です。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5番（花房勝一君） はい、分かりました。

あと、もう一点、ちょっと質問の趣旨が違うんですけど、購入費の金額を、また2つ、8分団の詰所の財産購入費の金額、この金額っちゅうのは、どのように出されとんですか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） こちらのほうは、鑑定評価に基づいて金額を算定しております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5番（花房勝一君） 基本的に、その鑑定評価の金額ということなんですけども、これって、相手が納得いってくれない場合とかもあると思うんです。そんな場合、ちょっと問題の趣旨ずれるんですが、そんな場合もあるかと思うんですが、そういうときの対応っていうのは、何かあるんですか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 仮定の話に、なかなかお答えはしにくいんですけど、いろんな話をしてご理解をいただいて、公共事業ですので、鑑定評価が基準になるというところで、ご理解をいただけるようにお話をさせていただきたいと考えております。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5番（花房勝一君） はい、分かりました。

○議長（松田貴志君） 笹議員。

○9番（笹 公一君） 関連で、ちょっと質問を申しますが、今の用地購入を、災害のときのってということなんですけど、広さはどのぐらいあるんですか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 測量とか、そういったところをしておるので、829平米になろうかと思えます。

○議長（松田貴志君） 笹議員。

○9番（笹 公一君） ほこ、場所も分かっただったら、このときに、資料として地図ぐらい、写真ぐらいはしとくべきではないかなと思います。そしたら質問もかなりしやすいんですが、全く場所も分からん大体の、今回聞いたんで、およその見当はつきますよ、大体の。先ほどの議員の質問では、ふだんはそのまま駐車場ぐらいに使うということで、それは必要な整理をするようなことっていうのは、ほかにはないんですか。ちょっと重複しますけれども。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 駐車場ですので、本年度においては購入で、予算で計上させていただいております。来年度以降、必要な予算等を計上する可能性はある

というところでご理解いただけたらと思います。

○議長（松田貴志君） 籾議員。

○9番（籾 公一君） このマネジメントシートでは、所有権の移転登記ということになってますが、登記せんということは、地籍調査が終わってからするというような計画で、こういう段取りになるんですか。確認です。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 土地購入契約と所有権移転等は、1月中とかで予定をしております。そういったところで予算をお願いしているところです。

○議長（松田貴志君） 籾議員。

○9番（籾 公一君） いやいや、言いたいんは、登記するんだったら、こんだけの金額ではできんと思うんですが、地籍調査が、多分9年か10年には横瀬地区するようになっとるんで、先ほど聞いた古川地区っていうことになるんで、地籍調査が終われば、その登記の費用が多分かからんから、今こういう手続でいくんかなという、その確認だけなんです。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 実際の購入に当たっては、地権者の理解もいただきまして、測量、周辺等の協議等は済ませておりますので、購入費用と所有権移転登記のみで可能というところで伺ってます。事前に調査はしております。

○議長（松田貴志君） 籾議員。

○9番（籾 公一君） 一応、分かりました。

けれども、先ほど言いますように、そこまで分かっただったら、できたら地図とかもう少し細かい資料があったら協議しやすいんですが、今後のことも踏まえて、どうですか、今回のことについて、課長。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） おっしゃりたいことは分かるんですが、まだ契約等を済ませておりませんので、そういったところでご理解いただけたらとは思いますが。

○議長（松田貴志君） 籾議員。

○9番（籾 公一君） 非常にデリケートなところがあるってのは僕やは分かりますよ。しかし、これ、協議するのに、広さも分からん、場所も分からんのに、この金額

が妥当かどうかというの、協議できんやないんですかね、はっきり言うて。お金がかかってくる話やから、予算が。そこらあたり、守らないかんプライバシーは当然守らないかんと思いますけど、協議するのに必要なところっていうのは、これがなかったら、議会やって審議できにくいですよ。スムーズに議会の審議をするために、そういうことが必要ではないかっていうことを言うんですけど、どうですか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 今後、検討します。分かりやすい資料に。

○9番（節 公一君） よろしくお願ひします。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

美馬議員。

○7番（美馬友子君） 罹災証明書についてお伺ひしたいと思ひます。

家屋の被害等に関する証明だと思ひますが、その程度を証明するものと思ひんで、全壊だったり、大規模半壊だったりとか、いろんな程度があると思ひんですけど、それは職員が調査で判定するものなんでしょうか。それとも、また様式は全国統一したものを作るとか、そういうことなんでしょうか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） こちらのほうは、システムのほう、タブレットを使って、項目に従って入力をしていくというような基準がございますので、そういった項目で入力をして算定をするというふうなシステムになっております。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） 基準が決まってるんで、職員がタブレットに入力したら、判定がおのずと出てくるっていうようなシステムなんでしょうか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） おっしゃるとおり、基準が決まっておりますので、ただ、基準にいろいろありますので、そういった基準に該当するのかなのかというような研修とか、そういった知識は必要になってくると思ひております。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） そうしたら、このシステムの完了したら、もし災害があったときには、もう直ちに申請をしたらできるっていうようなところまでできるんです

か。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） まず、システムの導入に当たって、操作方法とか、そういった研修も検討しておりますので、そういったところ、それから認定調査をするに当たっての研修等も今までございましたが、そういった職員の養成等も必要ですので、そういったところで、そういった条件がそろえばこのシステムを使うことができ、算定がスムーズにできるというところがございます。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） 今後は、被災証明書も自治体でできるようになるんですか。これは、罹災証明書のことしか書いてないんですけど。被災証明書は、また自治体ではないんですか。自治体ベース。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 小休ちょっと……。

○議長（松田貴志君） 小休いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（松田貴志君） 再開いたします。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 今回の証明書とはちょっと違うと思うんですけど、市町村のほうで発行するように決められているというふうに認識しております。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） 今後、罹災証明書が出来上がって、順調よくっていか運用ができるようになったら、また次の被災証明書にもなっていくのかなっていうぐらいで考えとってよいつていうことで理解でいいのかな。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） どういったものになるとか、細かいところまで、今持ち合わせておりませんが、そういったことをご理解いただければと思います。

○7番（美馬友子君） はい、承知しました。

○議長（松田貴志君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） すいません、さっきの購入の土地の地目を教えてほしい

んです。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 先ほどの応急仮設住宅用地については、現況地目は雑種地になっております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 4万円で安かったのが、雑種地。ということは、駐車場に変える場合は、変更する必要があるということですね。

駐車場は要らんの、雑種地でいけるんですか。

○議長（松田貴志君） 一応、答弁をお願いします。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 正確ではございませんが、多分駐車場は雑種地で地目は大丈夫だったかと思えます。

○議長（松田貴志君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 仮設住宅も雑種地で大丈夫なんではないですか。それがちょっと気になったもので質問しています。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 応急仮設住宅用地ですので、宅地に変える必要が出てくるかなというふうには考えています。

○議長（松田貴志君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） ということは、仮設住宅に対応できるように準備しておかなければ、いざというとき、せっかく仮設住宅用地って購入したのに、間に合わない可能性が出ると思いますが、その点については、どう考えておられますか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 小休をお願いします。

○議長（松田貴志君） 小休いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（松田貴志君） 再開いたします。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） こちらのほう、租税特別法の措置を受けるに当たって、税務署のほうから、宅地に変える必要があるというふうなお話はいただいています。そういったところで、変更していく必要があろうかと思えます。

それから、一定期間仮設用住宅と使用するに当たって、準備というところですが、そちらのほうも必要に応じて整備していきたいというふうには思っています。

以上です。

○議長（松田貴志君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） いざというとき困らないように、対応をよろしく願います。

○議長（松田貴志君） 内谷議員。

○1番（内谷安宏君） また、罹災証明書の発行のシステムの件なんですけれども、システム導入費350万円ですけれども、年間の保守費用っていうのは幾ら予定されていますか。

○議長（松田貴志君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） すいません、ちょっとランニング費用の見積書が手元がないので、後で調べてお答えします。

○議長（松田貴志君） 内谷議員。

○1番（内谷安宏君） お願いします。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

花房議員。

○5番（花房勝一君） この税務課関連について、先ほどの説明では、このシステム改修、年収の壁に対応するためというふうなことだったんですけど、またこれ、これから変わる可能性があるんで、その変わるのには、また同じようにシステム改修が要るのかどうか、こちらお願いします。

○議長（松田貴志君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 今回の改修は、令和7年度税制改正の分だけになります。また、今、国会のほうで年収の壁の問題が出てきておりますので、その分に関しては、今後改修が必要になる可能性はございますが、今年度としてはこれで終わりに

なります。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5番（花房勝一君） そこら，うまいことできるようなシステム改修はないんですか。金額が何かな，金額だけ変えたらいけるような，何か。

○議長（松田貴志君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 現状のシステムでは，ちょっとそのようなことは難しいですので，また標準化になりましたら，また変わってくるのかも分かりません。

以上です。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5番（花房勝一君） 分かりました。

以上です。

○議長（松田貴志君） ほかに質疑はありませんか。

いけますか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 続いて，議案第10号について質疑はありませんか。

介護保険の補正予算です。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） ないようですので，次，行きます。

議案第11号について，質疑はありませんか。

後期高齢者の補正予算です。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 質疑，ないようなので，次に移りますね。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第11号を第二読会に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 異議なしと認めます。本件は，第二読会に付すことに決定いたします。

~~~~~

○議長（松田貴志君） 次に、日程第15、議員派遣についてを議題とします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は17日午前9時30分から会議を再開します。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時32分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員